

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	予防規程の制定、変更許可	
根拠法令・条項	消防法 第14条の2 第1項	
所 管 課	予防部	危険物保安課
審 査 基 準	<p>認可の要件は、法第14条の2第2項により、「法第10条第3項の技術上の基準に適合していること」及び「その他火災の予防のために相当であること」である。</p> <p>後者について「火災の予防」とは、単に火災の発生を防止することだけでなく、一旦発生した火災の延焼拡大を防止し、被害を最小限にとどめることであることをいうことから、平常時における危険物の貯蔵又は取扱いの方法のほか、緊急時における措置の方法も予防規程の重要な内容である。</p> <p>前者の技術上の基準については、「危険物の規制に関する政令」、「危険物の規制に関する規則」、「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」の関係規程並びに下記の通知とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予防規程の認可について (昭40年11月2日付自消丙予発第178号) 2 給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について (昭和62年4月28日付消防危第38号) 3 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について (平成10年3月13日付消防危第25号) 	
標準処理期間	標準処理期間	10日
	標準処理期間を設定できない理由	